

岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会 規約

〔目的〕

第1条 岩見沢市が発行する岩見沢プレミアム商品券の加盟店募集、換金等を実施することで、岩見沢市内における購買・消費の機運を誘発し、地域経済の再起動を促進することを目的とする。

〔名称〕

第2条 実行委員会の名称は「岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会」（以下「実行委員会」という）とする。

〔事務局の所在地〕

第3条 実行委員会の事務局を岩見沢商工会議所内に置くものとする。

〔構成〕

第4条 実行委員会は、次の団体で構成する。

- (1) 岩見沢商工会議所（住所：岩見沢市1条西1丁目16）
- (2) いわみざわ商工会（住所：岩見沢市栗沢町本町11）

〔会長〕

第5条 本委員会に委員長1名を置く。

〔事業〕

第6条 岩見沢プレミアム商品券事業の内容は、下記のとおり。

発行部数	100,000 セット
1 セット	1,000 円×13 枚(地元券 7,000 円分、全部券 6,000 円分)
販売額	10,000 円
購入限度	1 人 5 セット
販売期間	令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 7 月 19 日まで

本実行委員会では上記事業の加盟店募集、商品券の販売、換金等を実施する。

〔その他〕

第7条 この規約に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は実行委員会が別に定める。

附 則

1. この規約は令和3年4月26日より施行する。
2. 本事業の終了をもって委員会を解散する。